JAIST Repository
https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	著作権等管理事業法の政策効果/音楽の著作権市場におけるanticommonsの実証
Author(s)	門脇，諒
Citation	年次学術大会講演要旨集，30：782-785
Issue Date	2015-10-10
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/13391
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

JAIST
JAPAN
ADVANCED INSTITUTE OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY

Japan Advanced Institute of Science and Technology

２Ｆ２７

著作権等管理事業法の政策効果/音楽の著作権市場における anticommons の実証

○門脇諒(一橋大学)

本研究の目的は 2001 年度より施行された著作権等管理事業法の政策効果を、特に音楽の著作権市場について検討する事である。音楽の著作権市場では従来、日本音楽著作権協会(JASRAC) が権利者から信託契約を受け、ライセンス業務・権利者への分配・侵害摘発を独占的に行う「集中管理」が行われていた。同法は集中管理団体の参入・著作権使用量の設定を認可制から届出制とすることにより、音楽の著作権市場に競争を導入するものである。

ところで競争導入(ここでは市場の供給主体の増加とする) は一般的に、価格の下落・取引量の増加を招来する。しかし一方で、取引される財に補完性(complementarity) が存在する場合には、競争導入は正反対の効果、すなわち価格の上昇・取引量の減少を齎すことが知られている。これによる資源の過小利用は anticommons の問題と呼ばれる。音楽の著作権にも補完性が存在すると考えられるいくつかの根拠があり、同法の政策効果の実証とは、音楽の著作権市場においてこれら二つの効果のうちどちらが支配的であったか、特に同法による楽曲利用の活性化は奏功したのかを検討することに他ならない。

なお同法の施行により新規参入した主な集中管理団体(イーライセンス株式会社、ジャパンライツクリアランス株式会社)の著作権使用料徴収額は、参入以降右肩上がりではあるものの JASRAC の 1%程度であり、徴収額全体で競争の効果を見ることは困難である。しかし著作権利用料の徴収は各支分権別、各利用形態別に行われており、全く参入のない市場(放送・有線放送や演奏権等)と、ある程度、具体的には徴収額で見て JASRAC の 10%程度の参入が見られる市場(レコード録音やインタラクティブ配信等)に分かれている。従って分析に際しては、各年度の各支分権市場に関するパネルデータを用いてこれらを比較する事により、競争効果の分析を行う。

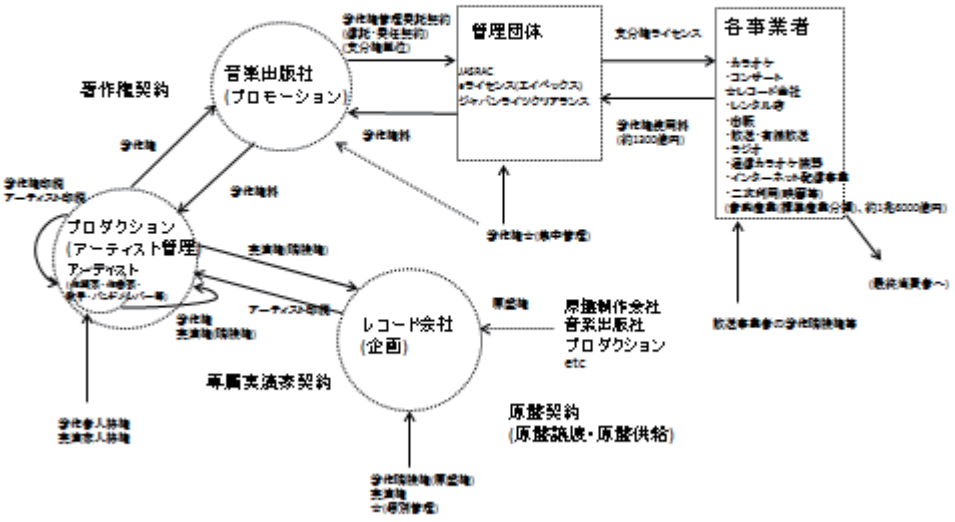

音楽の著作権市場のビジネスモデル

補完性とは、複数の財を集める事によりその商業的価値が高まる性質をいう。補完性が最も顕著な市場の一つは特許のライセンス市場である。その理由はこうである。一般的にライセンシーは、何らかの製品を商業化する事を目指して特許ライセンスを受けようとする。しかし製品市場に置いては、単一の製品に数多くの特許技術を使用しなければならないことが多い。必須特許のライセンスを全て受けられた時に初めて商業化が可能となり、必須特許が一つでも欠けていれば商業化自体が不可能という場合、特許を「集める事により」高まる商業的価値はその製品から得られる利益の全てとなる。従って補完性は極めて高いと言える。補完性研究は主に特許市場を前提として行われてきた。

補完性が高い市場での問題は、「集めて」利用する際に多数の権利者との協調が必要なため、取引コストが莫大になることである。権利が分散化している事によって資源(ここでは特許技術)の活発な利用が妨げられる問題は特許の藪の問題(Patent thicket problem)と呼ばれる(Heller and Eisenberg(1998))。Shapiro(2001)は、特許の藪の問題の一部は経済学における多重独占・multi-marginalization の問題に他ならないと指摘した。多重独占とは最終財に利用される各部品をそれぞれ独占企業が供給する時に、通常の独占状態よりも合算価格が上昇し、市場規模が縮小する状況をいう。市場全体で独占価格を超えているため、利用者はもとより権利者にとっても不利益な状況となる。伝統的な議論では主に、川上の独占企業、川下の独占企業という二つの権利者が居るような状況を考察していたが、特許市場では何十、何百社といった権利者によって深刻な多重独占が引き起こされているといえる。

この問題の解決策として考えられるのは各権利者が一つのグループを形成する事である。各権利者が一社の独占企業として行動すれば、少なくとも通常独占の状態まで非効率性を是正する事が出来、権利者・利用者双方にとって望ましい。ここでの論点は、そうしたグループ形成が市場に置いて成立するか、という事になる。これを分析したものが Lerner and Tirole(2004) である。Lerner and Tirole(2004)は補完性が高い市場に置いては安定的なグループ(パテントプール) が成立することを示唆した。これは自由な取引が保証されていれば権利の分布は厚生に影響を与えないとする Coase の定理の一例と言える。ただしこのモデルはグループがあるケースと無いケースの二者を比較した分析であり、グループ形成過程のモデル化は行われていない。実際のグループの形成は、Aoki and Nagaoka(2005)が示唆する”free-rider effect”により成立しない可能性がある。free-rider effect とは、グループの外部に存在する事により交渉力が飛躍的に高まる効果をいう。これを outsider の利益という。これはグループ形成モデルの文脈では正の外部性(positive externalities)と呼ばれるものである。例えば 100 個の特許が揃うと大きな商業的価値を生むが、99 個では価値が無い場合を考える。この時既に 99 個の特許が揃ったグループが完成しており、その外に 1 個の特許を持つ企業が居たとする。すると、99 個の特許を保有するグループと、外部の 1 企業の交渉力は等しくなってしまう。何故ならば協調が失敗した時の留保利得が共に 0 であり、お互いにとって相手と協調する価値が等しいからである。権利が分散化された状態よりも協調した方が全体として望ましい結果を齎すが、各企業にとっては協調しない選択肢が望ましいという囚人のジレンマの構造があるため、協調が失敗しうるのである。実際の技術市場でも、一つの市場に一つのパテントプールが形成されているケースはほぼ見られず、強力なアウトサイダーが存在するのが通常である。

さて音楽の著作権においても補完性は存在する。インターネットの音楽配信、カラオケ等々の消費者にとって楽曲の豊富さはサービスの魅力を左右する重要な要素であり(下図参照)、それはとりもなおさずインターネットの音楽配信業者、カラオケ事業者等々にとり商業的価値を左右する重要な要素だからである。各事業者が可能な限り多くの楽曲を利用する権利を得るためには、JASRAC、イーライセンス、ジャパンライツクリアランスの 3 社全てと包括契約を結ぶ必要が生じる。例えば大手インターネットサイト U-stream は 3 社全てと包括契約を結んでいる。また JASRAC のみと包括契約を結んでいる放送事業者は、別途著作権使用料を払わない限りイーライセンスやジャパンライツクリアランスが管理する楽曲を TV 番組に利用する事が出来ないため、利用は制約される。

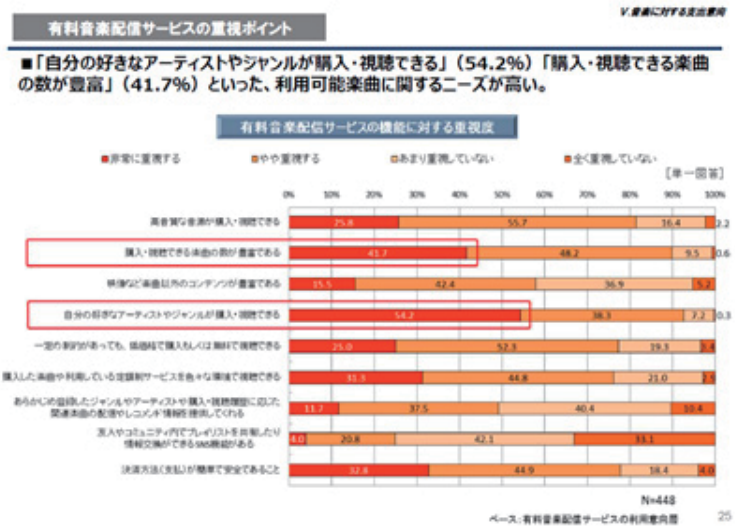

(日本レコード協会 音楽メディアユーザー実態調査 2013年度)

上述の、特許の補完性に関する理論を音楽の著作権市場に適用した場合、著作権等管理事業法制定により新規参入した管理団体が”free-rider effect”を享受しているのならば、競争が起きたことによる価格の上昇、取引量の減少が観察されるはずである。補完性の問題が深刻でなければその逆になる。特に前者の場合、同法による楽曲利用の活発化は実現していないばかりか、更に、独占価格を上回る合算価格が設定されたことにより利用者のみならず権利者にとっても不利益な事態となっている可能性がある。現状、新規参入企業の規模は右肩上がりで成長し、参入する支分権・利用形態の数も増加させる傾向にある(下図参照)。仮に補完性の問題が生じているのならば、それが今後更に深刻化する事を意味する。音楽の著作権市場は年間で約 1300 億円の徴収額規模がある市場であり、この政策効果の検証は重要である。また現状 anticommons の実証、著作権市場の分析そのもの、共に先行研究に乏しく、権利市場の取引実態をより明らかにする必要があると考える。

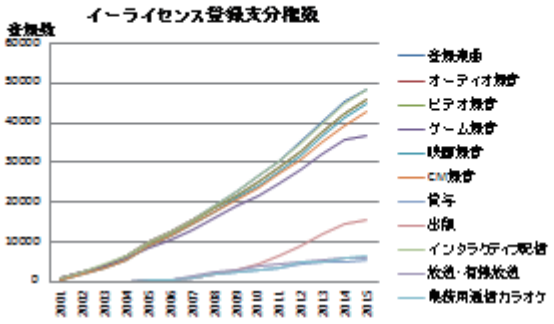

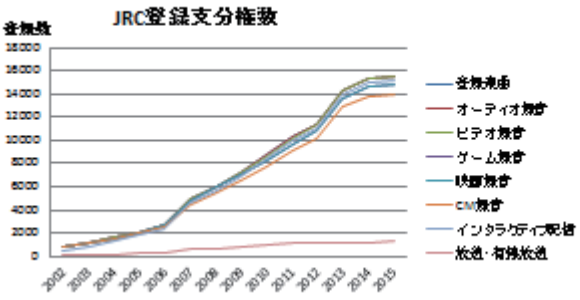

参考文献

Heller,M,A. and R,S,Eisenberg., 1998., “Can Patents Deter Innovations?The Anticommons in Biomedical Research.” Science 280: 698-701.
Lerner,J. and Tirole,J., 2004., “Efficient Patent Pools.” The American Economic Review,
Reiko,A and Sadao,N., 2005., ”Coalition Formation for a Consortium Standard Through a Standard Body and a Patent Pool: Theory and Evidence from MPEG2, DVD and 3G.“ IIR Working Paper 05-01, Institute of Innovation Research, Hitotsubashi University.Vol.94, No.3, 691-711.
Shapiro,C., 2001., “Navigating the Patent Thicket:Cross Licenses,Patent Pools,and Standard Setting.” The MIT Press.